

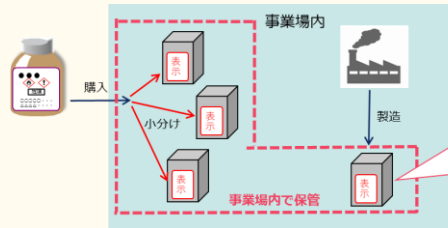
1-1 労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制 詳しくはこちらに



化学物質規制の見直しにより、個別規制による法令遵守から、事業場自ら実施したリスクアセスメントの結果をふまえて、必要な措置を選択する自律的な管理を基本とすることとなりました。いわば、化学物質管理の転換点となるものです。令和5年4月1日付で既に施行されているものもあります。化学物質を取り扱う事業者の皆様におかれましては、ぜひ、右のQRコード先より詳細をご確認ください。

(1) リスクアセスメント対象物のラベル表示、危険・有害性の通知に関すること

リスクアセスメント対象物質は、通知対象物674物質（令和5年2月現在）であり、これらに対するリスクアセスメントは義務となっています。リスクアセスメント対象物質は、令和6年に234物質追加され、令和7年度には約700物質、令和8年度には約850物質が追加され、施行される見込みです。なお、リスクアセスメント対象物質と安衛法で規定するラベル表示・SDS交付義務対象物質は同一です。



当該物の①名称、②人体に及ぼす作用の2つを明示する。

※ラベル表示・SDS交付のほか、使用場所への掲示、必要事項を記載した一覧表の備え付け、記録媒体に記録したデータの確認、作業指示書等による伝達でもよい。

リスクアセスメント対象物質を小分けした容器や貯蔵のためのタンク等にも、ラベルの表示が必要です。

リスクアセスメント対象物質

(2) リスクアセスメントの実施に関すること

職場のあんぜんサイトで公表している支援ツールとして、「クリエイト・シンプル」等があります。マニュアルに従って操作すると、誰でもリスクアセスメントの実施が可能です。さらに、当該物質を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関することや労働災害の発生を想定した訓練計画を クリエイト・シンプル 策定しましょう。



現行



令和6年4月
適用の追加分



クリエイト・
シンプル

法改正事項等にかかる制度全般のQ&AはQRコード先の「パブリックコメントで寄せられたご意見等について」や「よくあるお問い合わせ」をご覧ください

1-2 化学物質管理者の選任について

(1) 化学物質管理者について（令和6年4月1日施行）

化学物質管理者とは、安衛則第12条の5に基づいて、事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理する者です。

(2) 選任が必要な事業場について

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場は、化学物質管理者の選任が必要です。（業種・規模要件なし）

(3) 選任要件について

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

① リスクアセスメント対象物の製造事業場 → **講習※の修了者**

② ①以外の事業場 → 資格要件なし（専門的講習等の受講を推奨）

(4) 職務について

- ラベル、SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存 （参考）化学物質管理者講習テキスト→
- 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

講習※について

	科目	時間
講	化学物質の危険性及び有害性の並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性及び有害性の等の調査	3時間
義	化学物質の危険性及び有害性の等の調査の結果に基づく措置等その他の必要措置等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
実	関係法令	1時間
	化学物質の危険性及び有害性の等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間



講習※について

2 令和5年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☑ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☑ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☑ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☑ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☑ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☑ 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請！

福井地方気象台敦賀観測所
公表データより

	平均最高気温（日）
7月	31.1度
8月	32.4度

！ 昨年の敦賀地区の状況によると、8月の方が暑さが厳しいようです



熱中症予防のための情報・資料サイト→
←熱中症対策事例紹介 企業別取組事例(令和3年度)



3 医師、看護師等の宿日直許可は検討されますか

詳しくはこちら↓

労働基準法第41条により、常態としてほとんど労働することがない宿直または日直の勤務で断続的な業務については、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合に、労働時間規制を適用除外とすることを定めています。許可基準の一部は次のとおりです。

- ① 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものである必要があります。
- ② 宿日直中に従事する業務は、一般の宿直業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ります。
- ③ 上記以外に、一般の宿日直許可の際の条件を満たしていることが必要です。

医療機関の皆様、
所轄の労基署まで
お気軽にご相談
ください！



4 伐木作業の際には適切な安全対策を！

伐木作業等の安全対策は、林業のみならず、建設業や造園等伐木作業を行うすべての業種が対象です。特に、伐木作業での事故は死亡災害に直結する可能性が高い特徴があります。チェーンソー等を使用する伐木に際しては、受け口、追い口を作り、伐木に際して必要な合図を行うなど、基本動作の社内ルールを今一度確認して、安全作業を行いましょう！

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン→
←チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(14次防の重点)



5 転倒災害防止のために好事例をご紹介します

当署管内において、第三次産業、特に小売業及び社会福祉施設での労働災害が増加していますが大半が滑りやつまづきによる転倒災害で占められています。労働災害防止活動に積極的に取り組む企業・法人の労働災害対策事例をとりまとめたリーフレットが公表されています。ぜひ安全衛生教育にお役立てください。

ストレッチの健康習慣を！！

好事例集→



6 下請振興法の「振興基準」とは？

詳しくはこちら↓

振興基準とは、親事業者と下請事業者の、望ましい取引関係を定めています。下請法とは異なり、資本金が自己より小さい中小企業者に対して製造委託等を行う幅広い取引が対象となります。平成30年12月の改正のポイントは次のとおりです。

- ① 大企業間の取引についても手形払いを現金化に！
- ② 型代金は、下請事業者から一括払いの要望があれば、速やかに支払うよう努めること！
- ③ 「働き方改革」への対応で、下請事業者に不利益になるような取引を行わないこと！



7 年次有給休暇管理簿の作成について

年次有給休暇が10日以上付与される労働者を対象に、年5日の年次有給休暇の確実な取得（2019年4月～）が必要です。また、使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成して3年間保存しなければなりません。

年次有給休暇管理簿(例)→

